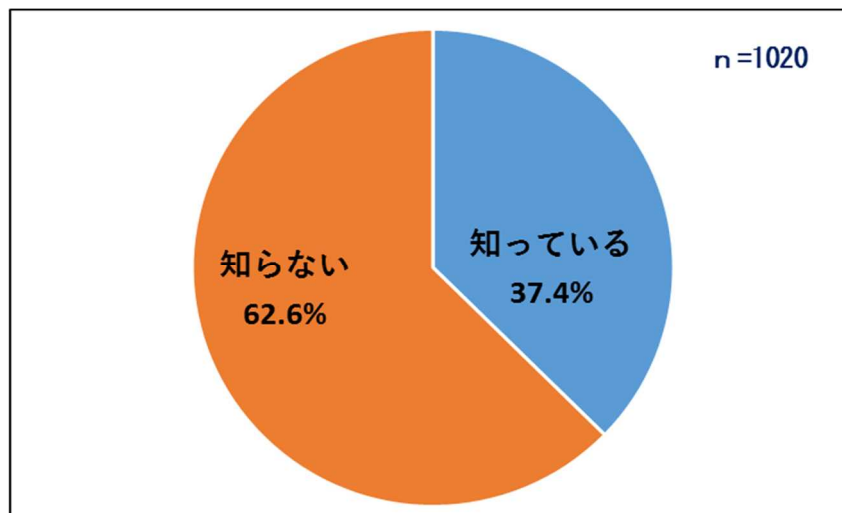


(2) 実施結果

ア 千葉県の飲酒運転による交通事故件数が全国上位で推移しているほか、令和元年中の飲酒運転による交通死亡事故件数が全国ワースト1位であることを知っているか（「Q1」）。

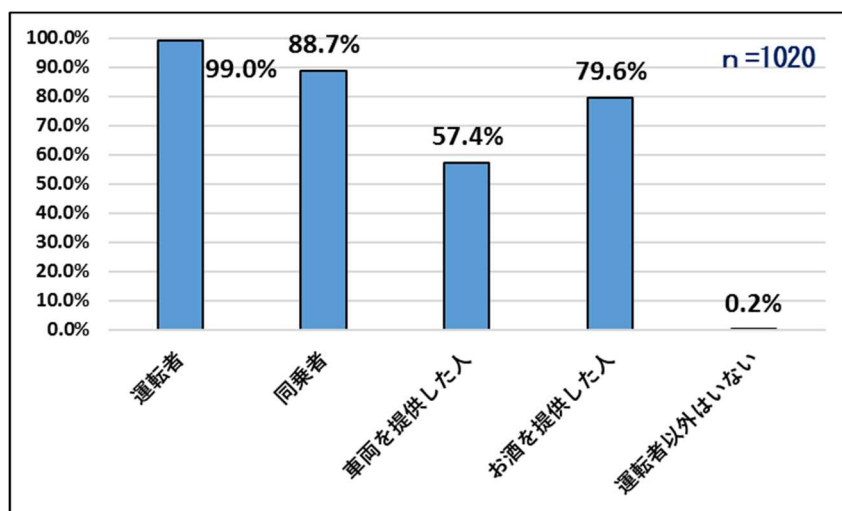


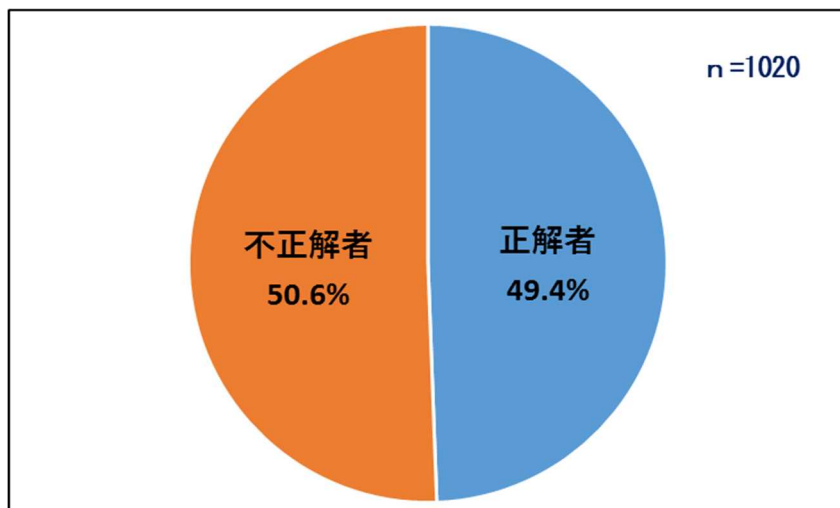
回答者のうち「37.4%」が、千葉県の飲酒運転による交通事故件数が、全国上位で推移していることを認識。

半数以上の者が、飲酒運転に係る交通情勢を把握していないことが判明したことから、更なる情報発信に努める必要がある。

イ 飲酒運転で検挙された場合、罰せられる可能性がある人は誰か（「Q2、複数回答可」）。

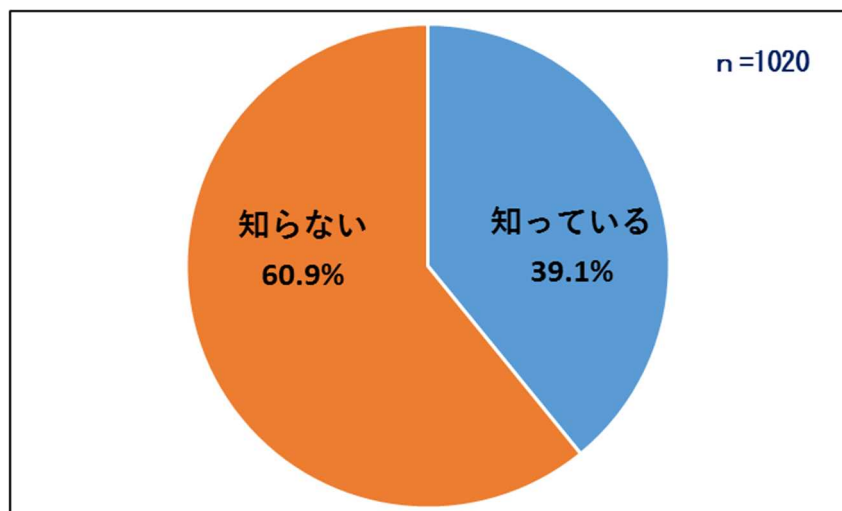
- ①運転者 ②同乗者 ③車両を提供した人 ④お酒を提供した人
⑤運転者以外はいない





「運転者」、「同乗者」及び「お酒を提供した人」と回答した割合は、概ね8割以上であったものの、「車両を提供した」と回答したのは「57.4%」であった。
また、正解者は、「49.4%」であった。

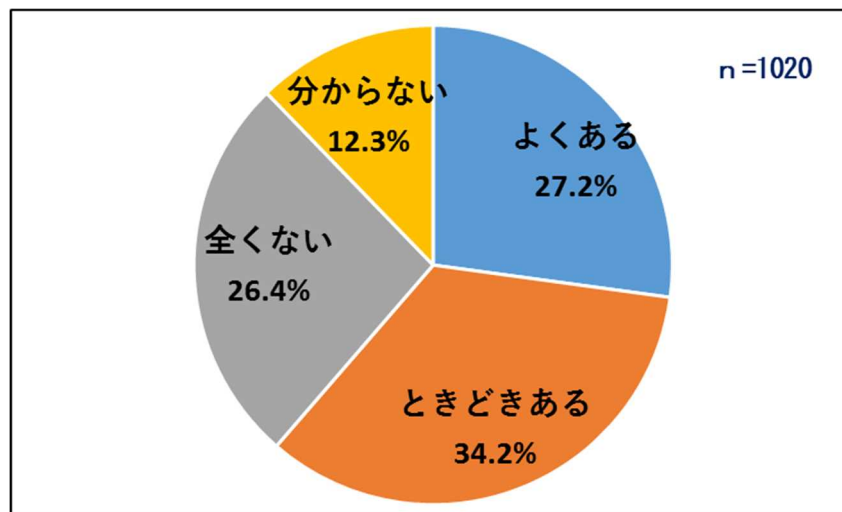
ウ ハンドルキーパー運動のことを知っているか（「Q3」）。



ハンドルキーパー運動の認知度を確認した結果、回答者の「39.1%」が「知っている」と回答。

ハンドルキーパー運動の認知度は、半数に満たないことが判明したことから、取組の更なる拡充に努める必要がある。

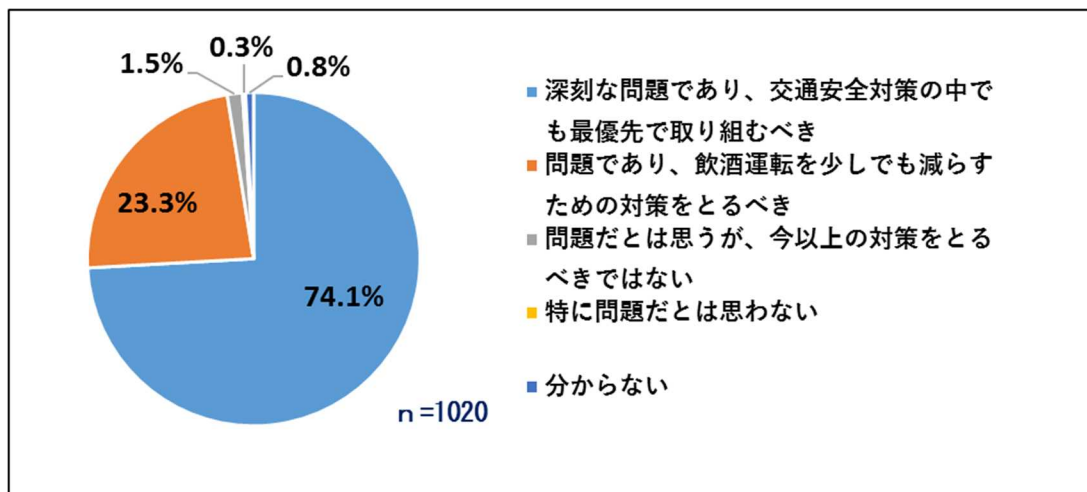
エ 酒類を提供する飲食店で飲酒する際、店員等から来店時の交通手段や退店後の車両運転の有無等に関する確認をされたことがあるか（「Q4」）。



回答者のうち「よくある」と回答した者は、「27.2%」であった一方、「全くない」と回答した者は、「26.4%」であった。

酒類を提供する飲食店における飲酒運転防止への取組が十分とは言えないため、ハンドルキーパー運動の普及・促進と併せて、飲酒運転防止措置の更なる拡充に努める必要がある。

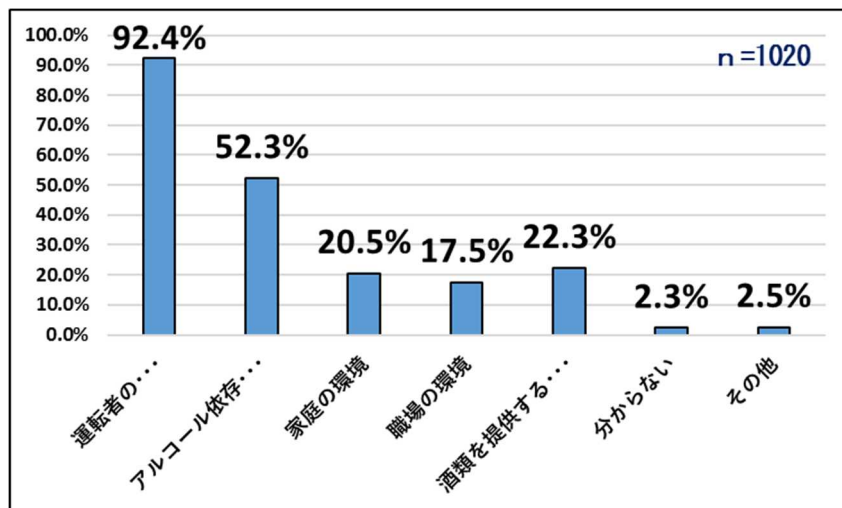
オ 飲酒運転について、どのように考えるか（「Q5」）。



回答者の「97.4%」が、飲酒運転を問題と考えており、更なる対策を求めていることが判明した。

カ 飲酒運転の原因としては、どのようなことが考えられるか（「Q6」、複数回答可）。

- ①運転者の遵法精神の欠如 ②アルコール依存症等の病気 ③家庭の環境
④職場の環境 ⑤酒類を提供する飲食店等の問題 ⑥分からない ⑦その他

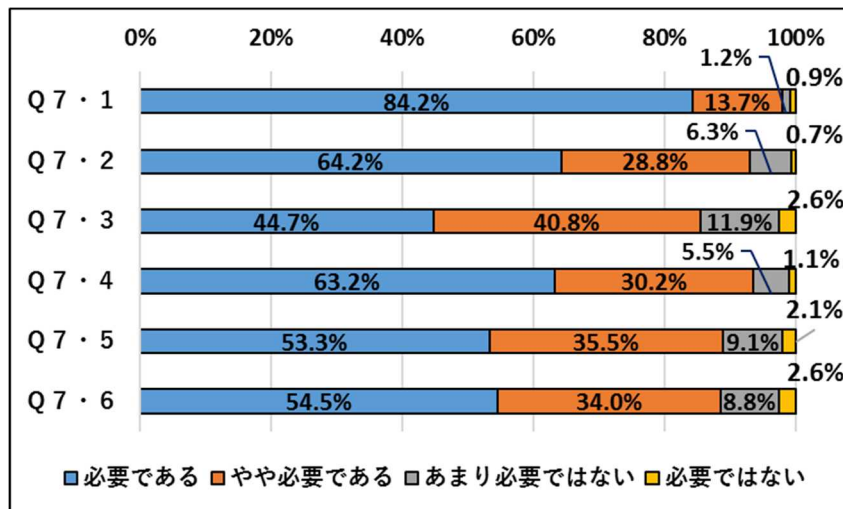


飲酒運転の原因として「運転者の遵法精神の欠如」と回答した者が最も多く、次に「アルコール依存症等の病気」が続いた。

また、飲酒運転の原因を運転者に起因するものと回答した者が多い一方、「酒類を提供する飲食店等の問題」等の周囲の環境と回答する者が一定数認められた。

キ 飲酒運転を防止するための以下の対策について、どの対策に力を入れて推進すべきか。

- Q 7・1 飲酒運転違反者への取締りの強化
- Q 7・2 アルコール依存症者への対策の強化
- Q 7・3 酒類を提供する飲食店等への対策の強化
- Q 7・4 運転代行等の輸送サービスの利用促進
- Q 7・5 県民が、飲酒運転を発見した時の警察への通報意識の高揚
- Q 7・6 勤務先や通学先等における対策の強化



飲酒運転を防止するための各対策について、「飲酒運転違反者への取締りの強化」を「必要である」と回答した割合が最も多く、次に、「アルコール依存症者への対策の強化」が続き、運転者に係る対策の強化を求める傾向が認められた。

一方、「酒類を提供する飲食店等への対策の強化」を「必要である」と回答した割合は、他の対策と比較して最も少なかった。

また、各対策について、「必要である」及び「やや必要である」と回答した割合は、全ての対策で8割を超えた。

(3) クロス集計分析

ア クロス集計分析一覧

各設問ごとに、以下の一覧表のとおり、クロス集計分析を実施した。

		居住地	年齢	性別	職業	運転免許 経過年数	Q2の正答 誤答別
Q1	全国ワースト 認知度		○	○			
Q2	周辺者3罪 認知度		○		○	○	
Q3	ハンドルキーパー 運動認知度	○	○		○		
Q4	飲食店での 確認体験	○	○		○		
Q5	飲酒運転への 問題意識	○	○	○	○		○
Q6	飲酒運転の 原因	○	○	○	○		○
Q7	(1) 取締り強化	○	○	○	○	○	○
	(2) アルコール 依存症	○	○	○	○	○	○
	(3) 飲食店対策	○	○	○	○	○	○
	(4) 運転代行の 利用促進	○	○	○	○	○	○
	(5) 通報意識の 高揚	○	○	○	○	○	○
	(6) 勤務先対策	○	○	○	○	○	○

※ 居住地については、「千葉地域」、「葛南地域」、「東葛飾地域」、「北総地域」、「東上総地域」、「南房総地域」の6地域に分類

イ 分析結果の概要

各設問ごとの分析結果の概要（設問ごとの特徴を抜粋）は、以下のとおり。

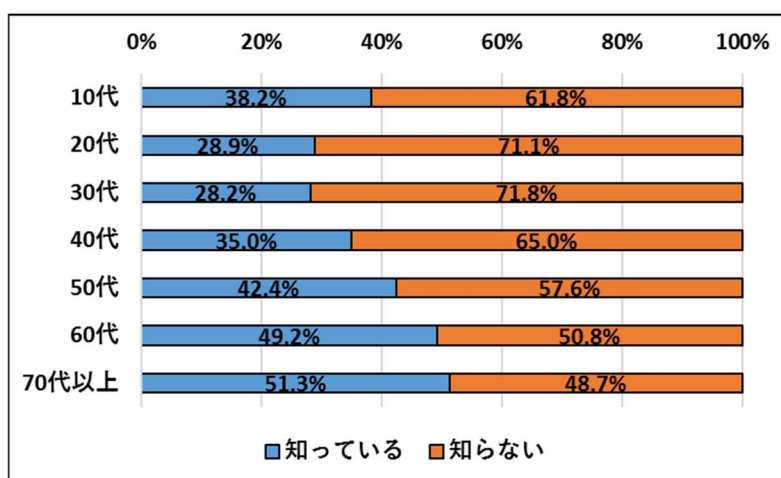
(ア) 全国ワースト認知度（「Q1」）

年代別では、「知っている」と回答した割合は70代以上（51.3%）が最も多く、30代（28.2%）が最も少なかった。

40代以下の年代では、「知っている」と回答した割合は、4割に満たなかった。

性別では、「知っている」と回答した割合は、男性（34.4%）と比較して女性（40.5%）の方が多かった。

【年代別認知度】

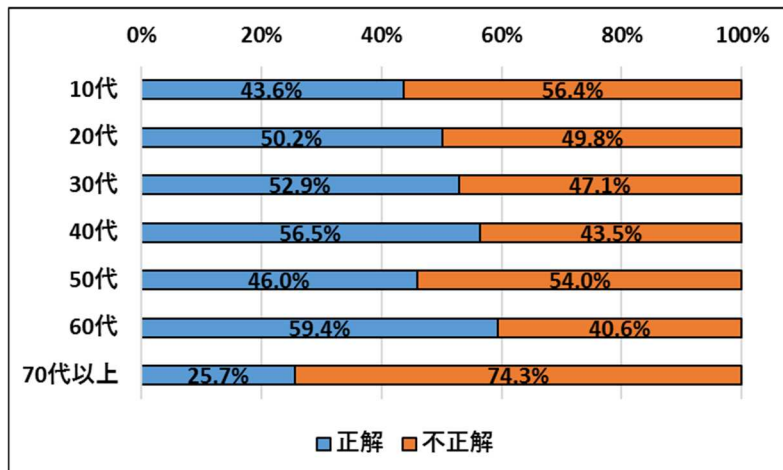


(イ) 周辺者3罪認知度 (「Q2」)

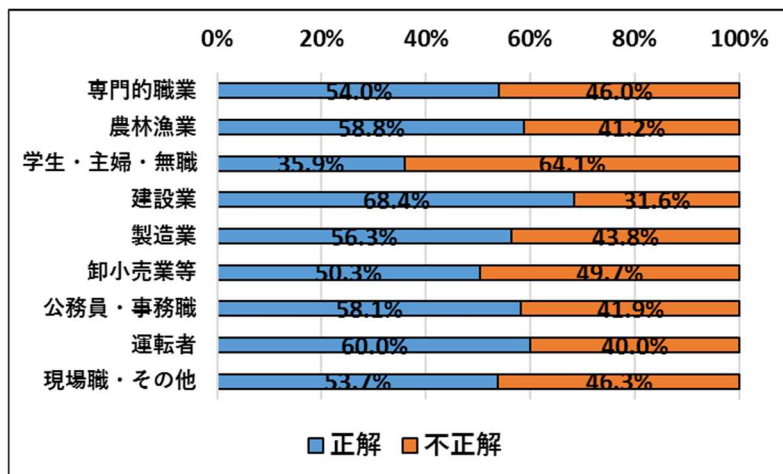
年代別の正解率は、70代以上 (25.7%) が最も低く、60代 (59.4%) が最も高かった。

また、職業別の正解率は、「学生・主婦・無職」 (35.9%) が最も低く、建設業 (68.4%) が最も高かった。

【年代別正解率】



【職業別正解率】

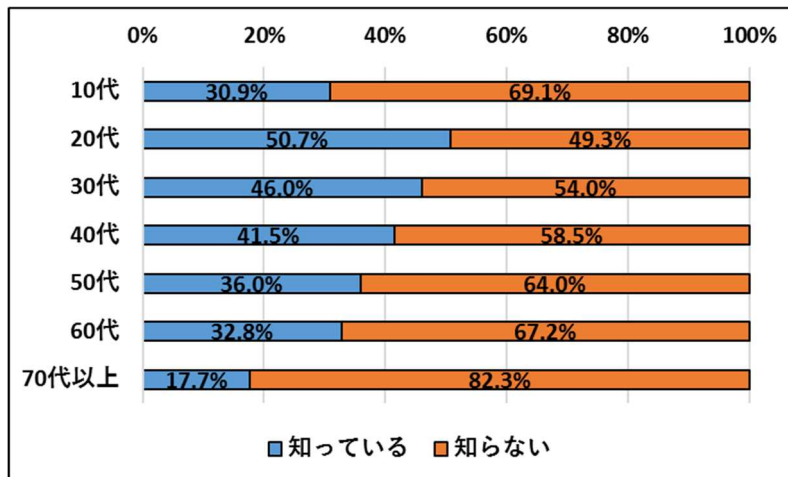


(ウ) ハンドルキーパー運動認知度 (「Q3」)

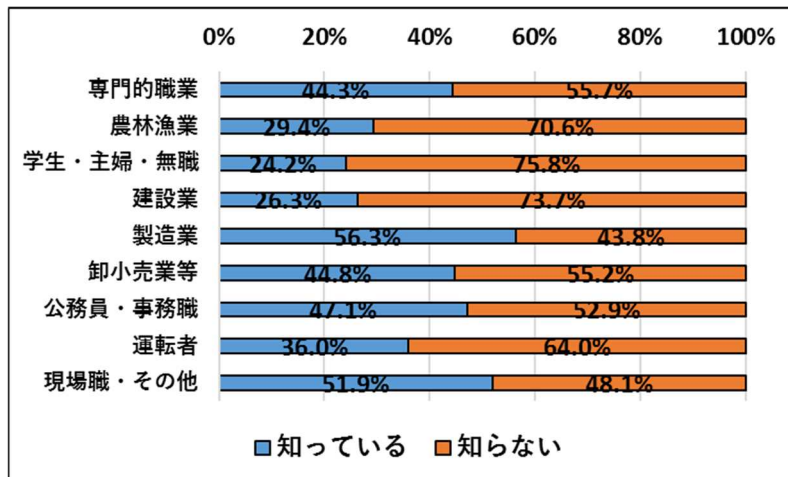
年代別では、「知っている」と回答した割合は20代 (50.7%) が最も多く、70代以上 (17.7%) が最も少なかった。

また、職業別では、製造業 (56.3%) が最も多く、「学生・主婦・無職」 (24.2%) が最も少なかった。

【年代別認知度】



【職業別認知度】

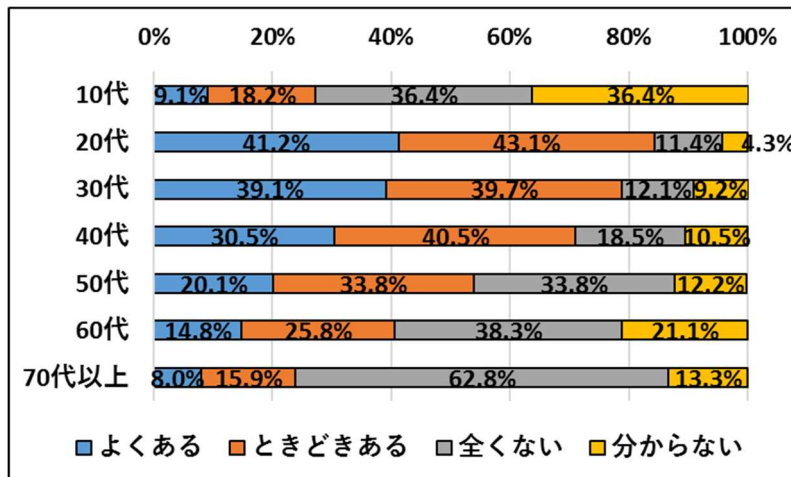


(エ) 飲食店での確認体験（「Q4」）

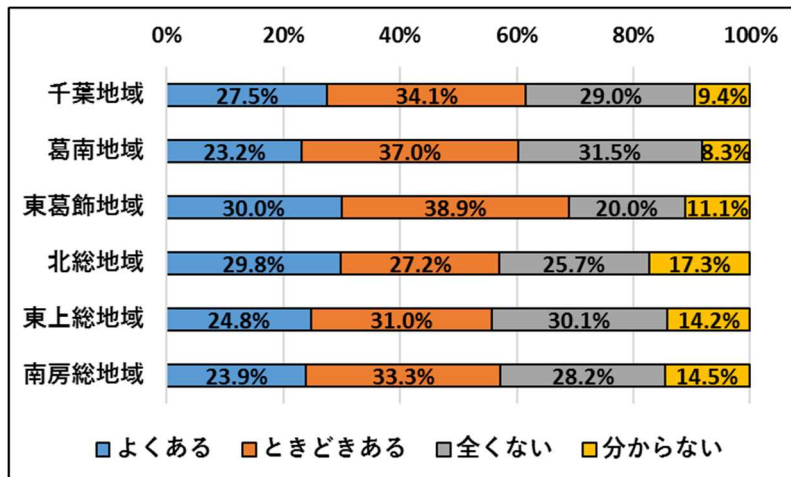
年代別では、「全くない」と回答した割合は70代以上（62.8%）が最も多く、20代（11.4%）が最も少なかった。

また、地域別では、葛南地域（31.5%）が最も多く、東葛飾地域（20.0%）が最も少なかった。職業別では、「学生・主婦・無職」（38.9%）が最も多く、運転者（12.0%）が最も少なかった。

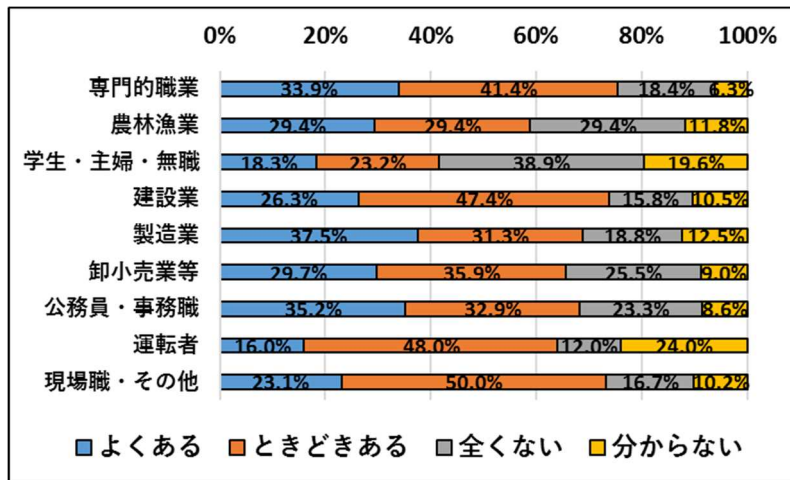
【年代別回答】



【地域別回答】



【職業別回答】

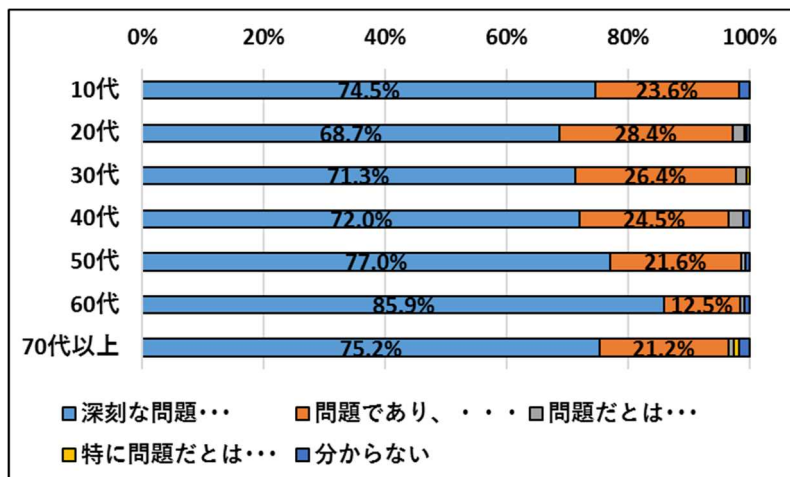


(オ) 飲酒運転への問題意識（「Q5」）

「深刻な問題であり、交通安全対策の中でも最優先で取り組むべきである。」と回答した割合と「問題であり、飲酒運転を少しでも減らすための対策をとるべきである。」と回答した割合の合算値は、居住地、年代、性別、職業ごとの各分析で9割を超えた。

なお、年代別では、「深刻な問題であり、交通安全対策の中でも最優先で取り組むべきである。」と回答した割合は、60代（85.9%）が最も多く、20代（68.7%）が最も少なかった。

【年代別回答】



(カ) 飲酒運転の原因（「Q 6」）

クロス集計分析の結果、飲酒運転の原因に関する回答状況について、属性ごとに若干の差は認められたものの、いずれの属性においても、「運転者の遵法精神の欠如」と回答した割合が最も多く、次に「アルコール依存症等の病気」が続いた。

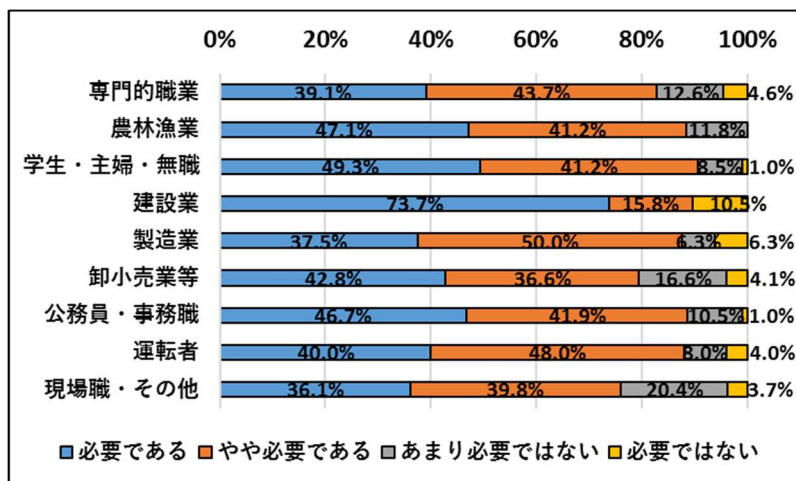
(キ) 各飲酒運転防止対策の必要性（「Q 7」）

各対策について、居住地、性別、Q 2の正答・誤答別ごとの回答状況に有意な差は認められなかった。

年代別、職業別、運転免許の経過年数ごとの回答状況については、回答にばらつきが認められた。

職業別の飲食店対策の回答状況については、職業によって、回答の構成率に差が認められたものの、「必要である」と「やや必要である」を合わせた構成率は、いずれも約8割程度であった。

【職業別・飲食店対策】



6 課題の整理

本県の飲酒運転による交通事故の発生実態を踏まえた現状における課題を以下のとおり整理した。

(1) 県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成等

本県では、千葉県交通安全計画や千葉県交通安全条例等に基づき、各種機会を活用して、県民に対し、飲酒運転根絶意識の醸成を図ってきたが、長年に渡って、飲酒運転による交通事故の発生件数が、全国ワースト上位で推移しており、未だ飲酒運転の根絶に至っていないことから、飲酒運転の根絶に向けた県民の自主的な取組を促す上で、以下の課題が考えられる。

ア 県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成

県民に対し、飲酒運転根絶に向けての取組を促すために、県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成を図る必要がある。

イ 運転者対策の推進

常習飲酒運転者の背景には、アルコール依存症の問題が指摘されており、実態を踏まえた対策を講じる必要があるほか、運転者に対する飲酒運転根絶意識の醸成を図るため、更なる取組を推進する必要がある。

(2) 事業所や飲食店等との更なる協力体制の構築

飲酒運転による交通事故の実態調査の結果、幅広い業種に渡って飲酒運転が敢行されている実態や飲酒事故当事者の飲酒先に占める飲食店の割合が高いことが明らかとなった。

県が、事業所や飲食店等との更なる協力体制を構築し、一体となって飲酒運転根絶対策を推進する必要がある。

ア 事業者の取組

県警が推進する「飲酒運転根絶宣言」の取組をさらに広め、企業・団体・事業所が自ら飲酒運転の根絶に向けた取組を推進するための環境づくりを強化する必要がある。

また、職業別発生状況等を踏まえ、幅広い業種に対し、飲酒運転根絶に向けた取組を働きかける必要があるほか、時間帯別発生状況では、午前6時台から午前8時台の通勤時間帯にも一定の発生が認められ、いわゆる「二日酔い運転」で事故を起こしている者が一定数いるものと考えられるため、事業者に対し、更なる取組の強化を働きかける必要がある。

イ 飲食店及び駐車場所有者等の取組

事故当事者の飲酒先の約4割が飲食店であり、更に、令和元年中の飲酒事故のうち、事故当事者の飲酒先であった飲食店の約半数が、飲酒運転防止措置を講じていない状況を踏まえ、飲食店の飲酒運転防止措置に関する取組を促す必要がある。

また、事故当事者の飲酒先や運転開始場所について、コンビニエンスストアやコインパーキング等の駐車場が一定数認められることから、駐車場所有者等に対し、飲酒運転防止措置に関する取組を促す必要がある。

(3) 県民に対する情報発信等

本県では、四季の交通安全運動において飲酒運転の根絶を重点項目に掲げ、「県民だより」や「思いやり交通千葉」等の広報媒体を活用して、飲酒運転の発生実態等の情報発信を行っているが、県民に対するアンケート調査の結果では、全国ワーストの認知度や周辺者3罪の認知度が低いことが明らかとなったことなどから、県民に対する情報発信を推進する上で、以下の課題が考えられる。

ア 県民に対する情報発信

県民への情報発信は、県民が飲酒運転の危険性等を正確に認識し、県民に飲酒運転根絶への取組を促すために必要不可欠であることから、これまでの取組を整理した上で、情報発信の方法や機会等を見直し、県が関係機関等と連携して積極的な情報発信に努める必要がある。

イ 教育及び知識の普及

年齢別の飲酒運転による交通事故の発生状況では、30歳代から50歳代までの発生件数が多く認められた一方、免許保有者当たりの年齢層別では、若年層の発生件数が多いことが判明したことから、各年代に応じた交通安全教育の更なる推進に加え、若年層への飲酒運転防止に関する交通安全教育を推進するため、交通安全教育の機会の拡充を図る必要がある。

(4) 体系的な施策の整備

本県では、飲酒運転根絶に向けた取組として、平成20年度から、各警察署単位で飲酒運転根絶協議会を設立し、それぞれの地域の実情に応じた活動を推進しているが設立以降、継続的な活動実績が認められない協議会が散見されるほか、情報の共有化が不十分であり、一体的な運用が図られていないなどの課題が認められることから、協議会のあり方や運用方法等について整理し、改善を図る必要がある。

また、飲酒運転のない社会を実現するためには、飲酒運転根絶に関する様々な施策を総合的・計画的かつ恒常的に推進していくことが重要であることから、講ずるべき施策の根拠や体制等について整理する必要がある。

ア 飲酒運転根絶協議会のあり方

各警察署単位で設置された飲酒運転根絶協議会について、明確な設置根拠がないほか、活動実績等の共有が十分ではないことから、必要な調整・協議等を担う機関を設置の上、県全体で飲酒運転根絶対策を講じる体制を整備する必要がある。

イ 様々な施策を講じるに当たっての体制の整備等

様々な施策を総合的・計画的かつ恒常的に推進するためには、現に講じている施策を含め、体制の整備や施策の根拠等について整理する必要がある。

○ 飲酒運転による交通事故の実態等に対する現状の対策

現状の対策			飲酒運転による 交通事故の現状等	課題 (現状の対策の評価)
主体	対策の概要	対策の根拠等		
・ 県警 ・ 県	・ 交通取締りの強化 ・ 飲酒運転根絶環境づくり事業（啓発）	・ 道路交通法 ・ 千葉県交通安全計画等	・ 長年に渡って、飲酒事故件数が全国ワースト上位で推移	・ 現状の対策では不十分 ・ 県民の意識醸成のための取組が必要
・ 県警 ・ 県	・ 運転免許の欠格事由 ・ 飲酒取消講習 ・ 千葉県アルコール健康障害対策推進計画	・ 道路交通法 ・ アルコール健康障害対策基本法等	・ 国等の調査研究では、常習飲酒運転者の背景としてアルコール依存症の存在を指摘	・ 実態調査を踏まえて、更なる対策の必要性を検討
・ 県警	・ 飲酒運転根絶宣言 ※R 1～	千葉県独自の取組	・ 幅広い業種に渡り飲酒運転が横行 ・ 通勤時間帯に一定の発生がある	・ 宣言の拡充が必要 ・ 通勤時の防止対策が必要
・ 安協	・ ハンドルキーパー運動	・ ハンドルキーパー運動は（一財）全日本交通安全協会が主唱	・ 飲酒先に占める飲食店の割合が高い ・ 運転開始場所として駐車場が多い	・ 飲食店の取組が不十分 ・ 駐車場管理者対策は未実施
・ 県	・ 四季の交通安全運動 ・ 「県民だより」等の広報紙による啓発	・ 千葉県交通安全条例 ・ 千葉県交通安全計画等	・ 全国ワーストの認知度が低い	・ 啓発が不十分であり、情報発信の機会や方法を見直す必要がある
・ 県警 ・ 県	・ 更新時講習等における交通安全教育 ・ 飲酒疑似体験ゴーグル等を活用した啓発活動	・ 道路交通法等	・ 幅広い年代で飲酒運転が横行 ・ 免許保有者当たりでは若年層に多い	・ 各年代への交通安全教育が不十分
・ 県警 ・ 県	・ 飲酒運転根絶協議会 ※H 2 0～	千葉県独自の取組	・ 飲酒運転根絶協議会の運用面等に課題が認められる	・ 活動の根拠の明確化と活性化

7 具体的対策（案）

（1）県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成等

ア 県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成

具体的対策（案①）

県民からの飲酒運転に関する情報提供を得るための方策（通報義務）

【目的】

本県では、飲酒運転による交通事故が全国ワースト上位で推移している状況を踏まえ、県警による取締りの強化をはじめ、関係機関・団体等と連携し、各種対策を講じてきたところであるが、下げ止まり状態にある飲酒運転による交通事故の発生を抑止するためには、県民一人ひとりの飲酒運転根絶意識の更なる醸成を図り、県民の協力を得ることが必要不可欠である。

そこで、県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成を図り、飲酒運転根絶に向けた環境づくりに資するため、県民等が、「飲酒運転を行おうとしている者」などを把握した場合に、警察への通報を促す取組を推進する必要がある。

【取組の内容】

①条例による義務化

条例等の明確な根拠に基づき、県民等が、「飲酒運転を行おうとしている者」などを把握した場合に警察へ通報すべき旨を義務付ける（努力義務）。

また、併せて、通報者の保護対策を徹底する。

②情報の受け皿の拡充

あおり運転については、県警ホームページにおいて、メールでの情報提供を受け付けているが、飲酒運転に関しても、県民等から、広く情報提供を得るため、ホームページに専用ページを設けるなど、情報の受け皿の拡充に努める。

③通報を意識付けるための取組

県民等の通報意識の醸成を図るため、他県の取組を参考として飲酒運転通報マニュアル等を作成することなどを検討し、通報を意識付けるための取組を推進する。

【取組の有効性】

○他県における取組

飲酒運転根絶に関する条例を制定する県の多くでは、県民の責務として飲酒運転を発見した場合等における警察への通報義務を課しており、飲酒運転による交通事故が減少する等の一定の効果が得られている。

○飲酒運転違反者の早期排除と飲酒運転の抑止効果

県民等から違反者情報を得ることにより、飲酒運転違反者を道路交通の場から早期に排除し、重大事故を未然に防止する効果が期待できるほか、周囲から見られているという意識が働くことにより、飲酒運転の抑止効果が期待できる。

【取組の課題】

○取組の根拠についての検討

県民等に対し警察への通報を義務付けるのであれば、条例の根拠が必要であり、取組の有効性・必要性・適法等を踏まえ、検討する必要がある。

○通報率の確保

通報率を確保するため、あらゆる機会を通じ、県民等への周知徹底に努める必要がある。

【関係法令等】

飲酒運転の根絶に関し、警察への通報義務を規定する他県の条例

- ・大分県飲酒運転根絶に関する条例
- ・宮城県飲酒運転根絶に関する条例
- ・福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例
- ・岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例
- ・和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例
- ・北海道飲酒運転の根絶に関する条例

イ 運転者対策の推進

具体的対策（案②）

アルコール依存症対策

【目的】

飲酒運転を繰り返すという行為の背景には、常習飲酒者、多量飲酒者、自らの飲酒行動をコントロールできなくなるアルコール依存症といった、アルコールに関連する問題の存在が指摘されている。

また、久里浜アルコール症センターと神奈川県警察との共同研究（2008）において、神奈川県警察が実施している運転免許取消処分者講習受講者のうち飲酒運転経験者を対象としたAUDIT（スクリーニングテスト）を実施した結果、アルコール依存症の疑いの者は約4割に達し、アルコール依存症と飲酒運転との相関関係が明らかとなった。

他県では、上記の調査研究結果や当該県における実態等を踏まえ、飲酒運転違反者を対象として、条例により指定医療機関への受診義務を課している県も存在し、現に、飲酒運転が減少するなどの一定の成果を得ている。

本県においても、飲酒運転に関する実態を分析し、過去の調査研究結果や他県での取組等を参考としつつ、運転者対策の一環として、アルコール依存症対策について検討する必要がある。

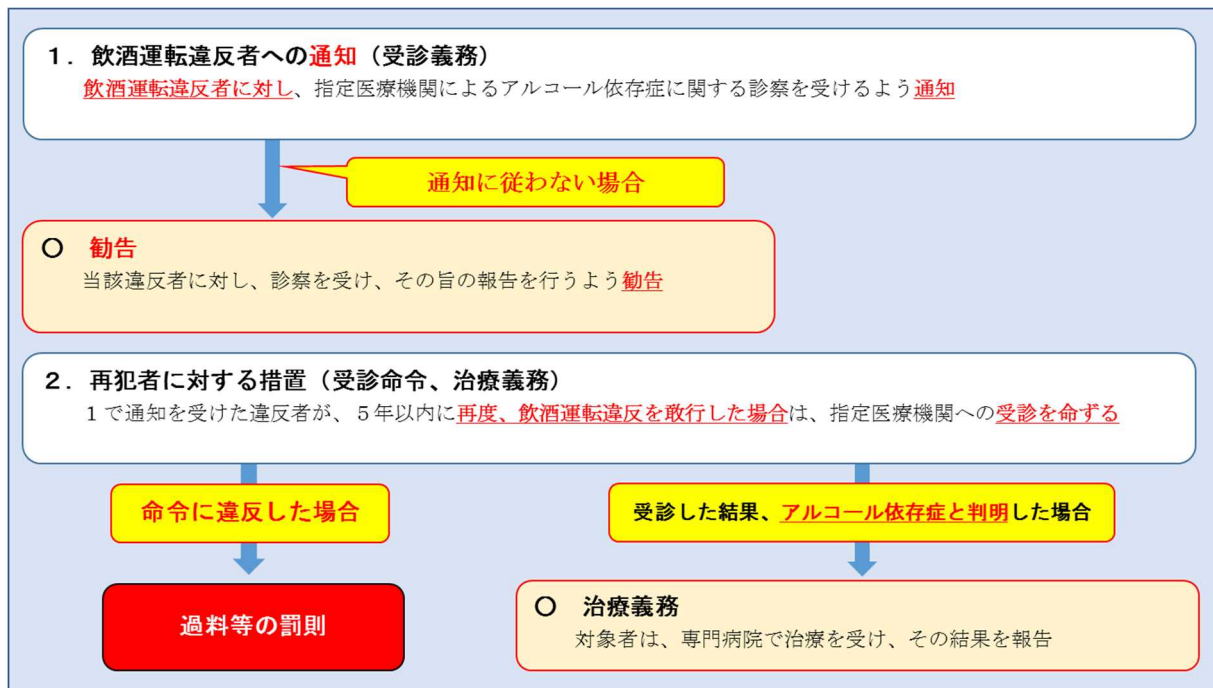
【取組の内容】

○指定医療機関への受診等の促進

飲酒運転で検挙された者については、専門の医師によるアルコール依存症に関する診断を受けるよう促す。

また、受診した結果、アルコール依存症と診断された者については、治療を促す。

【福岡県等の取組（参考）】



【取組の有効性】

○他県における取組

福岡県及び和歌山県等では、条例により、同様の取組を講じており、個別の対策による効果を正確に評価することは難しいが、総数として飲酒運転による交通事故が減少している。

○治療義務

治療義務は、対象者に課す経済的、精神的負担が大きいことが予想されるものの、対象者本人にとって利益となるものである上、治療がなされなければ再度、飲酒運転を敢行する危険が大きく、治療はこれを防止する効果が大きいと考えられる。

【取組の課題】

○アルコール依存症の診断を義務付けることの可否について

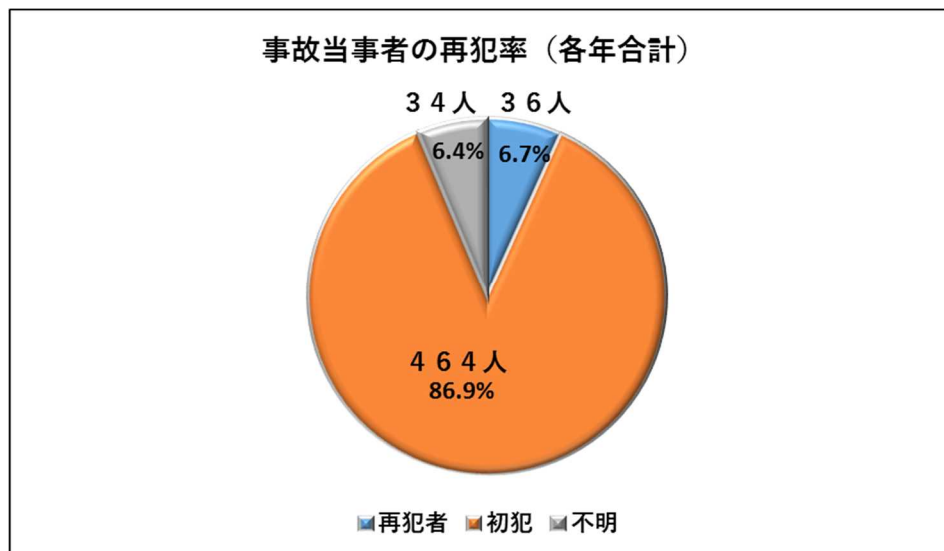
違反者を対象としたアルコール依存症に関する受診義務について検討する上では、憲法第13条によって保障される基本的人権との関係に留意する必要がある。

本来、アルコール依存症の診断を受けるか否かについては、各自の自由であり、憲法によって保障される基本的人権に含まれるものと考えられる。

仮に、福岡県等と同様のアルコール依存症対策を導入するのであれば、県民に課す義務が、「公共の福祉」による制限として認められる必要があり、規制の目的、規制によりもたらされる利益と規制しない場合に維持される利益を比較衡量して、慎重に判断しなければならない。

○本県における再犯率

本県において発生した飲酒運転による交通事故の実態調査を実施したところ、事故当事者の再犯率については、過去3年間で「6.7%」にとどまり、顕著に高いとは言えない。



		再犯者	初犯	不明	合計
平成29年	人数	11	159	8	178
	割合	6.2%	89.3%	4.5%	100.0%
平成30年	人数	20	146	26	192
	割合	10.4%	76.0%	13.5%	100.0%
令和元年	人数	5	159	0	164
	割合	3.0%	97.0%	0.0%	100.0%
合計	人数	36	464	34	534
	割合	6.7%	86.9%	6.4%	100.0%

【参考事項（既存のアルコール依存症対策）】

既存のアルコール依存症対策として、道路交通法において、取消処分者講習（飲酒取消講習）による飲酒行動の改善等のカリキュラムが導入されているほか、アルコール依存症者については、運転免許の欠格事由（症状による）とされており、法による対策が講じられている。

また、本県では、アルコール健康障害対策基本法に基づき、平成28年5月に「千葉県アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、同計画によるアルコール依存症対策が推進されている。